

施設基準及び加算に関する届け出等の掲示（ホームページにも掲示）

● 医療情報取得加算

マイナ保険証等の利用を通じて、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を確認・取得・活用して診療を行います 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い算定します

● 医療DX推進体制整備加算

医師等が診療を行う診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して質の高い診療を行なう体制を確保しています

電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの体制については準備中です(令和7年9月30日までの経過措置)

● 外来感染対策向上加算

感染管理者である院長が中心となり職員一同院内感染対策を推進します

院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します

感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の患者さんと導線を分けた診療を確保して対応します

標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、それに沿って職員全員が院内感染対策を推進しています

感染対策に関して基幹病院等と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

● 情報通信機器を用いた診療

厚生労働省の『オンライン診療の適切な実施に関する指針』を遵守し、オンライン診療を行っています

情報通信機器を用いた診療で初診の場合には以下の処方については行うことができません

・麻薬及び向精神薬

・基礎疾患等の情報が把握できない患者さんに対して8日以上の方、特に安全管理が必要な薬品の処方

● 外来後発医薬品使用体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます

医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性がある場合及び変更する場合には代替品の提供等適切な対応を行います

● 一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の供給、在庫状況に応じて処方箋に医薬品の一般名（成分名）を記載する取り組みを実施しています

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります

● 長期収載品の選定療養費について

後発医薬品のある医薬品で先発品（長期収載品）での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが

導入され料金が発生する場合があります 医療上の必要性がある場合を除き後発医薬品を推奨しています

● 明細書発行体制加算

療担規則に則り診療報酬の算定項目がわかる個別の明細書を無償で交付しています。

公費負担医療の受給者で自己負担のない方も希望の場合は発行しています

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

2025年 6 月 1 日

医療法人社団修林会 青木クリニック

院長 青木 重憲